元代の命令文書の開讀について

舩田善之

はじめに
一　使臣の送迎と開讀をめぐる禮制規定の成立過程
二　詔赦官の送迎と詔赦の開讀
三　聖旨の開讀
四　ハラホト文書にみえる開讀
五　開讀後の處理
おわりに

はじめに

一三～四世紀、ユーラシア世界の大半を覆ったモンゴルの文書行政において、フビライ Qubilai（忽必烈、世祖）期は一つの畫期であった。それまでのシステムを繼承しつつ、モンゴル語命令文書・「蒙文直譯體」の定型化、パクパ 'Phags pa（八思巴）字の制定、文字・言語の教育制度の設立、文書行政制度の確立が一氣に進められた（杉山一九九〇b、四五二～四五三頁、高橋一九九一、四二一～四一九頁、中村・松川一九九三、一五～一九、二六～二七頁、宮二〇〇一、一二二頁、宮二〇〇三、七九～八〇頁、松井二〇〇一、三五頁）。すなわち、中國の複雜な公文書體系を包攝しつつ、モンゴル語で發せられるジャルリク jarliγ（聖旨。本稿では主として漢語史料に依據するため、以下「聖旨」と表記する）を頂點とする大元獨自の文書行政

システムが構築されるのである。聖旨を始めとするモンゴル語命令文書については、近年その研究が進展しており、書式の分析や史料としての活用がなされている。(1) 一方で、文書行政のシステムそのものについては、若干の言及を除いて本格的な研究はいまだ現れていない。(2) 筆者は、こうした状況に鑑み、文書行政システム研究及び漢語公文書研究の必要性を指摘した上で、若干の卑見を提示したことがある（舩田二〇〇三b）。

本稿では、こうした課題に導かれつつ、開讀、すなわち命令文書を開封して宣讀する手續きに焦點を當てたい。これは、とりもなおさず、この行爲が文書行政の運用の一つの重要な段階であると考えるためである。そして、それは、命令文書の內容が效力をもつ瞬間であると同時に、その儀禮的な手續きを權威の表示とも捉え得る。

この開讀という手續きに初めて着目したのは、中村・松川一九九三である。「少林寺聖旨碑」の研究において、「文書行政の流れ」の一節を設け、「命令文は、使臣がその文書を携え命令對象者のもとへ赴き、目の前で「開讀」、つまり文書を開いて口頭で傳えられたと考えられる」（一四頁）と推測した。しかしながら、史料の不足もあり、みずから述べるように「一つの案」（一五頁）に止まっており、また、なお具體的な狀況はみえてこない。

これに對して、筆者は、聖旨が開讀された現場の狀況を傳える石刻史料を紹介し（舩田二〇〇三b、一二九～一三二頁）、詳細な分析を加えている（舩田二〇〇四）。これを受けて課題となるのは、命令文書の開讀に關してどのような規定があったのかという問題である。まずは、制度史の視角から開讀に關する規定の枠組みを明らかにする必要があろう。そこで、『大元聖政國朝典章』（以下、『元典章』）などの公文書集成史料や、ハラホトQaraqota出土漢語文書を用いて、その形式や手順ならびにそれをとりまく歷史狀況を考察し、元代文書行政システム研究の一礎石としたい。

なお、本稿の設定する課題が受ける制約として、開讀について具體的・體系的・包括的に規定したまとまった史料は管見の限り存在しないことを擧げねばならない。關連するまとまった史料としては、『元典章』典章二八・禮部卷一・禮制一・迎送（以下、『元典章』迎送と略記）の項及び『大元通制條格』（以下、『通制條格』）卷八・儀制・賀謝迎送（以下『通制條

格』賀謝迎送と略記）所収の條文がある。しかし、これらは、あくまでも命令文書を携えて派遣される使臣の送迎を對象とした規定で、開讀そのものに對するそれではない。とはいえ、まずは、これらを主軸に置きつつ、各種史料に分散する規定・描寫を收集して再構築するのが妥當な方法であろう。また、根本的な制約として、中國地域（本稿では China proper をこの語で表現する）の狀況を描いた史料に大きく偏向せざるを得ないことも斷っておきたい。

一　使臣の送迎と開讀をめぐる禮制規定の成立過程

すでに述べたように、フビライは卽位後、パクパ字、公文書の書式や翻譯文體などといったいわば文書行政のソフトを制定していく。これと同時に、もう一つの重要なソフトである人材を育成するために必要な文字・言語教育制度、そして文書行政制度といったハード面の整備も進めていった。これらはすべて至元三年（一二六六）～八年（一二七一）頃に行われた。

さて、命令文書の開讀は、文書行政の一段階であるのと同時に、儀禮的側面も帶びている。發令對象者が皇帝すなわちハーン qayan からの命令を受ける一連の儀式に他ならないからである。命令文書は使臣の手によって發令先まで送達され、各官府の人員や宗教關係者などの發令對象者は、規定にそって、使臣を出迎え、命令文書を受領し、それが開讀されるのを聽いた。

地方官がこうした使臣を出迎えて開讀に至るまでの規定については、先述のように『元典章』迎送の項に收められる。本節では、こうした規定の初期段階における成立過程をみていくことにしたい。その過程は、『元典章』迎送の冒頭に置かれる「迎接合行禮數」にみえる。(3)

「大司農・御史中丞兼領侍儀司事が、至元八年十一月十五日に、オルドで奏して准（ゆる）された：『聖節〔皇帝の誕生日〕・元日・詔赦ならびに各官が受ける宣敕に遇うごとに、邊境の軍官については再び決定することとして、ほかの諸路の

官員は、まさに各官に［その］品階によって自ら造った公服によって、出迎えて禮を行わせるべきではないでしょうか』。［欽］奉した聖旨：『邊境の軍官以外は、そのようにせよ』。欽此。すでに呈文にて報告いたしました。今據けた侍儀司の申：『舊例を參照して確認したところ、外路の官員は、もし聖節・元日・詔赦ならびに各官が受ける宣敕に遇えば、その場合の儀禮は、箇條書きにして申文にて報告いたしております。それはそれとして、そのほかにも、まさに行うべき儀禮があり、逐次調査檢討して申文にて報告いたしましたので、確認していただくようお願い申し上げます』とのことでした。呈文を添附いたします」。中書省は確認して處理する［よう仰せつける］。

案件の內容ならびに、禮部に所屬する侍儀司の申文がみられることから、條文內の呈文の主體は、中書省禮部と確定できる。そして、本條文は、『元典章』迎送の冒頭に置かれていることからも、その內容からも、フビライ政權による使臣の送迎に關する規定の鏑矢に位置づけられる。(4)

至元八年（一二七一）、オルドordu において、大司農御史中丞兼領侍儀司事のボロトbolud（孛羅）(5)は、邊境の軍官を除く外路の官員が聖節・元日の際の儀禮、詔赦(6)や宣敕(7)の任命書を受け取る際の送迎及びその際の儀禮についての規定化について上奏する。『元史』巻七・世祖本紀四・至元八年十一月乙亥にこれと對應する記事がみえる。

劉秉忠及び王磐・徒單公履等が言うのに：「元日・朝會・聖節・詔赦及び百官の宣敕については、公服をそろえて出迎えて禮を行うべきです」。これに從った。

つまり、ボロトの上奏は、劉秉忠・王磐・徒單公履らとともに、あるいは彼らとの論議を經てなされたものであった。

ここで、『元史』巻六七・禮樂志一・制朝儀始末にみえる以下のくだりをみておきたい。

世祖至元八年秋八月己未に、初めて朝儀を立てた。これより先、至元六年（一二六九）春正月甲寅に、太保劉秉忠・大司農ボロトが旨を奉じて、趙秉溫・史杠に命じて前代の禮儀を知る者を訪問して朝儀を實習させた。しばらくして、秉忠が奏していうことには：「二人はこれを習い、これを理解したけれども、行うことはできません」。旨を得て、十

人を用いることが許された。遂に儒生周鐸・劉允中・尙文・岳忱・關思義・侯祐賢・蕭琬・徐汝嘉を召して、亡金の故老の烏古倫居貞・完顔復昭・完顔從愈・葛從亮・于伯儀、及び國子祭酒許衡・太常卿徐世隆に從って、諸もろの古典を比較・檢討し、時宜によって折衷し、社會の通念に沿って制度を定めて、これを實習させ、百日で終了した。

この記事から至元八年八月に朝儀を立てたこと、それに先立つ至元六年から、劉秉忠・ボロトを中心として、儒者や大金の遺臣らに朝儀について檢討させていたことがわかる。(8) この間、儀禮を掌る官府である侍儀司が設置されており、(9) その體制が整えられていた。『元典章』所收のボロトの上奏は、この朝儀策定の流れの一環に位置づけることができる。また、同日に、「建國號詔」が出されており（『元史』卷七・世祖本紀四・至元八年十一月乙亥、『元典章』典章一・詔令卷一・世祖聖德神功文武皇帝・建國號詔）、まさに當時進められていた國家建設・制度整備の一環に位置づけられるのである。

ボロトの上奏では、品階に應じた公服での送迎及び儀禮が提案され、フビライに裁可される。これを經て頒布された具體的な規定については、引用文の後に箇條書きで掲げられる（『元典章』は四條のみ、『通制條格』は六條を載せる）。なお、至元八年十一月十五日（＝乙亥）というのは、上奏の期日ではなく、最終的にこの規定が中書省によって宣布された期日であろう。

さて、ボロト・劉秉忠が中心となって、侍儀司や禮部でこの草案がまとめられたことは、以上の記事から明らかである。そして、『元典章』中で侍儀司が參照した「舊例」とは、金制である。(10) このことは、大金の遺臣が參畫していること、參與した人員に金制に詳細な人物を訪問して實習させていることなど、『元史』が傳える點と合致する。金制を參考にして、なおかつ各種の古典、各代の制度を比較・檢討し、當時の實情も考慮に入れつつ、朝儀を中心とする一連の儀禮關係の制度を構築したことが窺われる。さらに、前引『元史』卷七・世祖本紀四・至元八年十一月乙亥に、續けて、

金の泰和律を行うのを禁じた。

とある點も注目される。(11) 本節でみた、開讀をめぐる禮制規定成立も、元制の整備、換言すれば金制から元制への移行ある

いは踏襲の一環であった。

二　詔赦官の送迎と詔赦の開讀

前節では、使臣の送迎と開讀を含む禮制成立の歷史的過程を概觀した。前述のように、至元八年（一二七一）に制定された規定は、現存史料で確認できる限り、六箇條であった。本稿と本質的に關わるのは、このうち、地方の路における送詔赦官（詔赦を送達する官。以下「詔赦官」と略稱）の送迎と詔赦の開讀について規定した第二條である。

一、外路で詔赦を出迎えて拜禮する。詔赦を送る官が隨路に到れば、先ず人を遣して報せ、班首はすぐに僚屬・吏從の人等を率いて、儀從・音樂・［綵輿〔詔赦を置く輿〕・］香輿〔香爐を置く輿〕を用意して、城郭の外に詣でて出迎える。詔赦を送る官にまみえれば、すぐに道の脇に下馬する。差（つかわ）された官も下馬し、詔赦を取りだして、［恭しく］［綵］輿の中に置く。班首は香輿の前に詣で、上香しおわれば、差された官は上馬して輿の後に續き、班首以下も皆な上馬して後に從い、鉦と鼓を鳴らして樂をなし、先導して公所に至り、正門より入る。差された官は下馬する。執事する者が先ず庭で、闕(12)を仰ぎ望み、詔赦の案〔机〕及び香案〔香爐・燭臺等をのせる机〕ならびに褥位（じょくい）〔錦の座布團が敷かれた座席〕を設け、また差された官の褥位を案の西に設け、さらにまた床〔寢臺〕を案の西南に設ける。差された官は詔赦を取りだし、案に置く。綵輿・香輿はともに退ける。差された官は〝制有り〟と稱える。合圖すると、班首以下は皆な二度拜禮し、班首はやや前に進んで跪き、上香しおわれば、元の位置に戻り、また二度拜禮する。差された官は詔赦を取りだし、知事に授ける。知事は跪いて受けとり、上名の司吏二員は、詔赦をそろって兩手で捧げ持ち、ともに陞って宣讀する。臨席するものは皆な跪き、聽く。讀みおわると、詔赦を［恭しく］案［の上］に置き、知事等は元の場所に戻り、班首以下は皆な二度拜禮し、舞踏して叩頭し、萬歲を三度稱える【官吏が叩頭する間、公吏等は相應じて高らかに萬歲を三呼する】。そのまま拜禮し、起ち上がり、また二度拜禮しおわれば、班首以下は、差された官

と廳前で對面し、[13] 禮が終われば、差された官は行き、班首は僚屬・公吏・音樂を率いて、城門外まで送って退く。

ここでは、外路の官吏が詔赦を携えた使臣を迎え、詔赦の開讀を中心とする儀禮を擧行し、使臣を見送るまでの形式が詳細に記載されている。この一連の儀禮の形式は、『大金集禮』巻二四・赦詔・外路迎拜赦詔におけるそれとほぼ合致する。[14] それは、内容のみならず字句に至るまでかなりの程度重なり合うのである。前節において明らかにしたように、こうした禮制は、金制を參考に制定したものであった。兩者を突き合わせることによって、詳細な點にいたるまで金制を踏襲したことがわかる。[15]

ところで、『大金集禮』にみえる「長官」「都目」は、前引史料では、それぞれ「班首」「知事」となっている。まず、班首について、確認しておきたい。小林・岡本一九六四（三七八頁、註八）や方二〇〇一（三四五～三四六頁、註六）が述べるように、路側でこの儀禮に參與するメンバーの中で官位の最も高い者が班首となったとみてよかろう。方二〇〇一も言及する關連記事を以下にみていきたい。

至元三十一年（一二九四）十一月、中書省：「河南省の咨：『宣使を迎えて詔を受け取ること、國家の祭祀ならびに朔望の行香は、ただ守土の有司だけが班首となる。行樞密院を立てて以來、鎭守の軍官も民官とともに班首となりたがっている』。『禮部が議したところ、上項の事理はまさに守土の官員が班首となるというのに准じるべきです』。都省は擬案を准す」（『通制條格』巻八・儀制・賀謝迎送・二三六）。

詔の受領などの儀禮においては、守土の有司すなわち路府州縣といった地方行政官府の官僚が班首となるという原則であった。一方で、行樞密院など軍官も班首となることを要求する事例があったこともわかるが、これについては、禮部の檢討を經て却下されている。さらに、次のような事例もある。

大德元年（一二九七）　月、松江府が奉じた江浙行省の劄付：「〔松江府が〕よこしてきた申：『本府〔松江府〕の達魯花赤と萬戶松江府達魯花赤は、凡そ聖旨・詔赦を開讀する時、壽聖節ならびに賀正の時に遇うと、祭祀・行禮の班首

〔にはどちらがなればよいでしょうか〕』。移って准けた中書省の咨：『禮部に送る：〝議したところ、松江萬戸府は、三品であるといっても、征行屯戍するところで鎮守しているのであって、不適當で、結局は守土の職ではありません。凡そ進賀・行禮に遇った場合は、もし守土官を班首とならせれば、禮において相應しいでしょう〟。都省は咨文をおくって上のとおり處理するよう請う』。准此。江南の鎮守萬戸府は、奏して准された屯守のところであるので、鉛山・吳江・江陰州等といったところは、すべて三個の明珠の虎符(16)を帶びる正三品であり、常時鎮守しており、暫時征行して屯戍しているところとは同列に論じがたい。かえって從五品の州官を班首とならせるならば、禮において順當ではない。咨を移って中書省に決定させた後、今准けた回答の咨：『禮部に送る：〝議したところ、松江萬戸府は、三品であるといっても、結局は守土の職ではないので、品級によって班序を決定するのは難しいです〟。もし本部がすでに擬したとおりにすれば、都合がよいようである。咨文をおくって上のとおり處理するよう請う』」（『元典章』典章二八・禮部卷一・禮制一・朝賀・守土官行禮班首）。

松江府（現在の上海一帶）は、班首を松江府のダルガ daruγa（達魯花赤）と萬戸松江府のダルガのいずれがなるべきか問い合わせる。これについて浙江行省は、江南の萬戸府は暫定的ではなく常設的な官府であり、また品階が正三品であることから、從五品の州官がこれを差し置いて班首になるのは順當ではないとの見解を示しつつ、中央の意向を確認する。しかしながら、中央すなわち中書省及び禮部は、松江萬戸府はあくまでも守土の官司ではないとの原則論によって裁定を下した。

以上から、班首は、有司すなわち路府州縣の官によって擔當されるのが原則であったことが明らかとなった。一般的には路府州縣のダルガが擔當したわけである。同時に、軍官が班首となろうとする狀況、あるいはそれが議論された事例もあったことも垣間みることができる。いずれにしても、中央政府としては、有司の官に擔當させるという原則を貫く方針にあった。

次に、知事について。『大金集禮』の對應箇所では「都目」となっていることからも容易に類推できるように、一般名詞の知事ではなく、地方行政官府をはじめとして各官府に置かれた首領官の知事である。首領官の主な職務は、文書を扱うこと及び屬吏の統括であった。ここでは、詔赦を受け取るという重要な役割を果たしており、これも文書を取り扱う業務の一つである。なお、知事の職は、路では經歷の下に一員あるいは二員が置かれ、府・上州では一員が置かれ、中州・下州・縣には置かれていなかったようである（『元史』卷九一・百官志七・諸路總管府／散府／諸州／諸縣）。實際に濮州（現在の山東省鄄城縣～河南省范縣一帶。ただし、『元史』卷五八・地理志一によれば上州）が、知事を設置していないことを理由に、詔赦の受け取りに際して、流外である提領案牘が公服を造るべきか、問い合わせている事例もある（『元典章』典章二九・禮部卷二・禮制二・服色・提控都吏目公服、『通制條格』賀謝迎送・至元九年・二三二）。

さて、ここで注目したいのは、詔赦を宣讀するのが、派遣された使臣（ここでは詔赦官）ではなくて、受け取る路側の人員であったことである。知事が詔赦官から詔赦を受け取り、その後、屬吏である司吏二名が捧げ持って、宣讀したのである。なお、『大金集禮』では、都目が赦書を受け取り、孔目官二名とともに三名で捧げ持って宣讀した。若干の相違がみられるものの、詔赦を受け取る地方行政官府側の屬吏が宣讀する點では同じである。

從來、「聖旨を開讀する使臣（開讀聖旨使臣）」（『元典章』典章三六・兵部卷三・驛站・使臣・使臣拷打站官、『經世大典』站赤『永樂大典』卷一九四二四・站・站赤九」・下・使臣拷打站官）といった用例から、つねに使臣が命令文書の開讀を擔當すると考えられがちであった。判斷する材料が少ないが、必ずしも使臣が宣讀するというわけではなかった、ということは少なくとも確かである。このことは、「聖旨・詔赦を開讀するために差していく使臣たち（開讀聖旨・詔赦、差出去底使臣每）」（『元典章』典章三六・兵部卷三・驛站・使臣・出使筵會事理、『經世大典』站赤・出使筵會事理［『永樂大典』卷一九四二四・站・站赤九」・下）という用例からも敷衍できると考える。この言い回しは、使臣が開讀の主體であるかどうかは關係なく、開讀のために派遣されるということを表現しようとしたと捉えられる。つまり、本節で確認した詔赦の開讀の規定が念頭に置か

れていると理解したい。

使臣が開讀を擔當しないことについては、奇異にも感じられる。ただし、國都における儀禮でも皇帝自身が命令文書を開讀することはないことを考えれば、使臣は皇帝の代理であるから、當然なのかもしれない(17)。

三　聖旨の開讀

前節で檢討したのは、詔赦についての規定であった。それでは、モンゴル治下において最高の權威を有した聖旨(18)については、どういった手順が踏まれたのであろうか。前節で引用したような詳細な規定を傳える史料は、管見の限りみあたらない。そこで、いくつかの關連史料から大まかな流れを確認することにしたい。

まず、『元典章』迎送・迎接體例を檢討する。

至元十年（一二七三）五月　日、中書吏禮部：「據けた平灤路の申：『奉じた尙書禮部の符文：〝參照したところ〔節略あり〕〟外路の官が、もし聖（旨）〔節〕・元日・詔赦に遇えば、ならびに派遣された者が外路に宣を送って各官が宣敕を受けるならば、その儀禮は奉じたとおりに施行するとして、これとは別に宣を受ける官員が自ら宣命を携えて赴任する場合、ならびに城郭を出て聖旨を出迎える場合は、公服での出迎え・拜禮があるのかないのか、各各の儀禮のきまりは見えません。申文を送って明確なご指示をお願いいたします』とのことであった。また據けた眞定路の申：『使臣の人員が、聖旨を携えて、隨路で開讀するのに遇うごとに、府司（路の役所）の官吏は城郭を出て出迎えるとき、まさに公服を着用すべきかどうかわかりません。申文を送って明確なご指示をお願いいたします』。得此。本部が公議したところ、使臣の人員が、聖旨を携えて、隨路で開讀するときは、隨路の官司はまさに公服を用意して迎接すべきとの擬案を定めるとして、受宣官が自ら宣命を携えて赴任するときについては、まさに常例どおりに、城郭を出て出迎え、然る後に公服を用意して開讀を拜聽すべきとの擬案を定めました。呈文を送って奉じた中書省の判送：

『大司農・御史中丞兼領侍儀司事の呈：〝本部が定めた擬案どおりにすれば、相應である〟』。批して奉じた都堂の鈞旨：『吏禮部に送り、擬案を准して處理させる』」。

本條は、幾重にもわたる文書の往來を包攝しており、その構造を見極めておく必要がある。まず、問題となるのは、冒頭の年月と尚書禮部の符文との關係である。この時期、尚書省という官府名が存在したのは、至元七年（一二七〇）正月～九年（一二七二）正月までであり、それ以降は、中書省と合併し、名目上は中書省の名を冠した（大島一九八九、三～四頁、田中二〇〇〇、四一八頁）。つまり、本條の前半部分については、この間に、尚書省禮部の符文を受け取っていた平灤路（現在の河北省唐山市東部から秦皇島市昌黎縣の一帶）が、至元十年五月あるいは、それよりいくらか前の段階で、この文書を參照した上での疑問點を申文として中書省に提出したと理解するのが妥當である。さらに、中書省は眞定路（現在の河北省正定縣一帶）からも同樣の疑問點を含む申文を受け取っており、吏禮部に檢討させたのである。この前後では、吏禮部が統合した形で存在したのは、まさに尚書省が中書省に合併された至元九年から六部制に戻る同十三年（一二七六）までである（田中二〇〇〇、四二三～四二四頁）から、齟齬は生じない。

平灤路の官府は、宣命すなわち任官の命令文書を自ら携えて赴任する場合の送迎の儀禮規定が不明であるとして、中央に問い合わせた。これに關しては、第一節・第二節において引用した、『元典章』迎送・迎接合行禮數の第三條・第四條に、送宣官・送敕官を出迎え、宣敕を受領する場合の儀禮の規定がある。しかし、この規定では、自ら宣敕を携えて赴任するケースを想定していなかった。本案件での問題點はここにあった。事實、平灤路側は、聖節・元日の儀禮、詔赦を受け取る場合、及び使臣が宣を送って路側の官員が宣敕を受け取る場合は、その儀禮は奉じた命令のとおり行うと豫め斷っている。さらに、平灤路側は、城郭を出て聖旨を受け取るときに公服を着用すべきかどうかについても問い合わせている。つまり、聖旨の受け取りの際に公服着用が求められているかどうかについては、不明確であったのである。

續いて、眞定路の官府も、使臣が聖旨の開讀にやって來た場合、城郭を出て聖旨を受け取るときに公服を着用すべきか

どうかについて、中央に問い合わせている。

これを受けて、中書吏禮部は、使臣が聖旨を携えて路で開讀を行う場合は、公服で出迎えさせるよう提案する。そして、大司農・御史中丞兼領侍儀司事のボロトは、この提案が妥當であることを上呈する。都堂（中書省の一品官）は、以上を受けて、この提案を裁可して鈞旨を下したのであった。

さて、聖旨の開讀については、上の案件において中書省が對處したのに先だつ至元八年（一二七一）十二月の段階で、以下のような手順が規定されていた[19]。

至元八年十二月、尚書省：「御史臺の呈：『[添附した]河南道按察司の申：〝[實地に調べて知ったところ、宣使や省が差(つかわ)した]使臣[20]の人員が聖旨を携えて各路に[行って]開讀するのに、常に預め前路に文書を送って、[總管府の]官員は[城郭の]錄事司・縣の官吏を率いて城を出て出迎えております。[或いは三四日、或いは五七日、]或いは十餘日してようやく到來し、公務を妨げる結果をきたしております〟。今後は、[宣使や省が差した使臣に、]驛程を斟酌して、必ず到る時期を事前に定め、前路の官司に文書を送らせて、[その上で]出迎えさせるべきではないでしょうか』。都省が議したところ、詔赦の、ならびに御寶聖旨を携える使臣は、到着時期より預め一日はやく前路の官司に文書を送ってきまりどおり出迎えさせるとして、そのほかの宣使や省が差した使臣の人員は、[もし詔赦・聖旨を携帯していなければ、]出迎えさせ[ることによって公務を妨げ]てはならない」（『通制條格』賀謝迎送・二三五）。

河南道按察司は、まず次のような狀況を述べる。宣使や省が差した使臣の人員が聖旨を携えて各路で開讀する場合、事前に行移する、すなわち文書を送ることによって通知し、これを受けて、路總管府の官員は、當地の錄事司と縣の官吏を率いて出迎えている、と。その上で、こうした使臣の中には、通知から數日經ってから、はなはだしきは十日餘り經ってからようやく到着する者がおり、地方官府における公務に支障が生じていると指摘する。こうした使臣が引き起こした問題については、別稿で扱う[21]として、ここでは次の二點に注目しておきたい。

第一は、事前に路に通知し、路の官吏らが城郭の外で出迎えるという大まかな流れが、前節でみた詔赦官を出迎える場合と一致することである。前引の『元典章』迎送・迎接體例にも、聖旨を受け取る場合の儀禮については、以前奉じたとおりにするとあった。聖旨の受け取りについても、前節でみたような詔赦の場合と同様、何らかの規定があったとみて間違いないだろう。ただし、殘念ながら、詔赦の規定のような詳細な記述は、管見の限り見いだせない。詔赦と御寶聖旨[22]をひとまとめに「きまりどおり出迎えさせる」と裁定していることから、同様の規定で對應したとも考えられるが、推測の域を出ない。

第二は、この案件を受けて、詔赦ならびに御寶聖旨を携える使臣は到着日の一日前に路に通知すべきであると、決定されていることである。前節でみた詔赦の規定では、事前に知らせるとするのみであり、その期限については言及がない。おそらくは、このことに起因する弊害に對應するために、本條の段階で通知の期限を確認したのであろう。さらには、前引の『元典章』迎接・迎接體例で、至元十年に聖旨を携えた使臣の出迎えの際にも公服を着用することが確認されている。これらの記載から、元代の制度が整っていく過程も窺うことができよう。たいていの場合、まず、箇條書きの規定（しばしば『元典章』などでは「條畫」[23]と稱される）などによって基本的な枠組みが決定され、それだけでは對應できない問題が生じると、そのたびごとに地方と中央の各官府間で文書のやりとりがなされ、細則とも先例ともいうべき規定が積み重ねられていったのである。

本節では、聖旨を携えてくる使臣の出迎えについてみてきた。その結果、詔赦の使臣と同様、使臣は到着の一日前に路に知らせ、路側は公服を着用の上、城郭を出て出迎える、という手順を踏んでいたということが明らかになった。なお、細かい規定については、不明とせざるを得ない。ただし、詔赦のような詳細な規定が『元典章』などにみられないことは、詔赦の規定に準じたことを傍證する材料の一つとなりうることを附言しておきたい。

四　ハラホト文書にみえる開讀

前節で明らかにしたように、詔赦や聖旨を路に携えてくる使臣は、到着する一日前に路に通知する必要があった。聖旨開讀に當たって事前に通知がされたことについては、官府宛ではなく、寺院宛の聖旨の場合であるが、實際の事例でも確認できる。「長清靈巖寺執照碑」の碑陽に刻される證明文書（執照）には、以下のような記述がみえる（舩田二〇〇三b、一三〇頁、舩田二〇〇四）。

> 延祐二年（一三一五）三月初一日に、長清縣にもたらされた文書一枚があり、本寺〔靈巖寺〕の僧人を中塢店に行かせて聖旨を讀むのを聽かせることになりました。

さて、詔赦や聖旨を受け取る側は、この通知を受けてから實際にその使臣を出迎えるに至るまでの間、どのような手續きを踏んだのであろうか。「長清靈巖寺執照碑」からは、使臣が長清縣にいったん通知し、長清縣が靈巖寺へ通達したように一應理解できる。こうした過程を描寫した史料は『元典章』などの編纂史料に見出すことはできなかった。しかし、まさに生の史料である原文書によって、編纂史料からは窺えなかった手續きの過程を再構成することができるのである。その原文書とは、李逸友一九九一が收錄する、ハラホト（黑城）から出土した文書、K1：W30（九四頁）である。本書は、錄文を收める文書のすべての寫眞を揭載していないが、幸いなことに本文書の寫眞は揭載されており、寫眞に基づいて錄文を確認することができる。殘念ながら、現時點では文書原物を調査する機會を持ち得ていないが、本稿では本文書の內容が確認できればよしとしたい。

まずは、李逸友一九九一（九四頁）に依據して、文書の狀態について確認しておく。紙質は「竹紙」で「行草書」體で書かれている。紙の大きさは縱二八一㎜、橫三四五㎜である。斷片ではなく、全體が殘っているとするが、結びの定型句や公印がみえず、文書の左部分が缺けている可能性も想定する必要があるように思われる。しかし、後述するように、同

じ文面の告示を複数の人員・部門に送達していると考えられることから、寫しであった故に、公印が押されていないと理解すべきであろう。年代は、元統二年（一三三四）と判定できる。また、文書番號のうち、K1は出土地點を示し、内蒙古文物考古研究所・阿拉善盟文物工作站一九八七（二頁）、李逸友一九九一（四頁）所載の遺跡平面圖によれば、城内西部の總管府の院落（壁で圍った建物）跡に位置する。

それでは、以下に、寫眞に基づいた錄文及び筆者による譯文を提示する。行草書體であること及び揭載寫眞の狀態のため、李逸友一九九一の錄文がなければ完全な解讀が難しかったことを附言しておきたい。

吏禮房

呈據司吏程克廉呈元統二年十月初八日絕早有

甘肅行省差鎭撫薛來前來在路

開讀

聖旨　爲此覆奉

摠府官台旨仰告示在路幷司屬官吏人等至初八

日絕早出廓迎接如違究治奉此

在路府吏

毛順禮　程克廉　段君傑　宋孝卿

呂德卿　蔡伯英　姚進卿　趙仲賢

高從道　賈才卿　關益卿　徐政卿

司屬

廣積倉押　稅使司押　河渠司　巡檢司
支持庫押　兩屯百戶所　司獄司
儒學　醫學　陰陽學
僧人頭目　答失蠻

吏禮房。呈。「據けた司吏程克廉の呈：『元統二年（一三三四）十月初八日の早朝に、甘肅行省が差した鎭撫薛來がやって來て、路で聖旨を開讀します』。このために、確認して奉じた總府官の台旨：『路ならびに司屬にある官吏の人等は、初八日の早朝になったら城郭を出て出迎えるよう告示するよう仰せつける。もし違反すれば追究して處罰する』。奉此。（以下略）」

一見して知られるように、これは、聖旨の開讀が行われるという通知を受けた亦集乃路總管府（以下、路府）の對應を傳える文書である。甘肅行省が派遣してきた使臣である鎭撫薛來[24]は、亦集乃路に對して、元統二年十月初八日の早朝に、聖旨を開讀するために到着する豫定を通達した。これについて、路府の司吏程克廉[25]は、報告・確認を行ったのである。これを受けて「總府官」すなわち路府の上官は、到着日時に、路及び路に所屬する各部門の官吏等が城郭を出て出迎えるよう告示せよとの台旨を下した。台旨とは、上からの命令、言い付けといった意味であるが、實は、『元典章』などの公文書集成史料にはみえない語句である。一方で、ハラホト出土文書では比較的多くみられ、本文書のように「覆奉摠府官台旨」という形が多い。そもそも、『元典章』などでは、路などの地方官府の上官が所屬の官吏に下す文書が收められることは想定しにくい。筆者としては、元代、地方官府における上官から屬僚への文書が台旨と稱されていたとする可能性に傾きたいところではある。しかし、ハラホト出土文書の用例だけでは、地域的な偏差も考慮せねばならず、そう斷定するのは性急である。後考を待つ（補註）。

さて、上官の台旨を受けて、吏禮房は、出迎えるべき人員のリストを附して路府に呈文を提出した。そして、最終的に路が告示するに至ったという流れが再構成されるのである。

使臣の送迎や命令文書の開讀といった儀禮の案件については、中央でも禮部（時期によっては左三部または吏禮部）が管轄していたが、路でも吏禮房と稱する部門が管轄していたことがわかる。ここでいう房とは、官府の中で行政實務を分擔する部署のことで、亦集乃路には、吏禮房・戶房・錢糧房・刑房・兵工房・司吏房の六つの部署が確認されている（李逸友一九九一、一四頁）。

なお、司吏程克廉の呈文も文書末までかかっていると考えて、總府官への報告、台旨の受領、リスト作成までを程克廉が擔當し、それが吏禮房を經て路府へ上呈されたと理解する可能性もある。しかしながら、吏禮房及び程克廉の呈文を締めくくる語（須至呈者や得此）やその花押・印章がないため、どちらかに斷定するのは難しい。

さて、ここで文書の書式についても確認しておきたい。「聖旨」で二字擡頭が、「開讀」で一字擡頭が、「摠府官台旨」で平出が、それぞれ施されている。「聖旨」の二字擡頭は、他史料のそれと一致する。興味深いのは、「開讀」が一字擡頭されている點である。『元典章』などの編纂史料において「開讀」に對して擡頭などの敬意表現が施されている例はなく、この一事例の解釋にはなお判斷材料に缺ける。しかしながら、スタイン將來のハラホト出土文書からも、錄文のため擡頭か平出かは判斷できないが、「開讀」で改行されている文書一件が知られる（Maspero 1953, p.211, N°518-KK.I.0231(f)）。したがって、少なくとも亦集乃路の文書作成擔當者は、「開讀」という行爲そのものも聖なるものと受け止めていた、ということは言えそうである[26]。また、「摠府官台旨」[27]についても路の上官に對する敬意表現であり、これは地方で書かれた原文書だからこそ確認できる狀況である。

次に、三箇所に書き込まれた花押について檢討する。本文書では、廣積倉・稅使司・支持庫の下部にそれぞれ花押が書き込まれている。そして、三つの花押の筆跡は、それぞれ異なっている。それぞれの部門が本文書を閱覽し、初八日の早

朝に城郭の外へ使臣を出迎える旨承ったという署名に違いない。それでは、なぜ他の人員・部門の箇所には花押がないのであろうか。筆者は、次のように考えて、この疑問への回答とする。路府は吏禮房の呈を受けて、各部門に告示して閲覧・確認・返送させるため、この呈文の寫しを複数作成し、それぞれを各部門へ添附文書として送ったのである。あるいは、吏禮房が上呈する段階で本文書が複数作成・用意されていた可能性もあろう。つまり、本文書は、これら複数の文書のうち、廣積倉・稅使司・支持庫に送付されたものであった。

これら三つの部署については、李逸友一九九一（一四～一五頁）が簡單にまとめている。廣積倉は、路の收支・稅糧を扱う機關であり、その官府は城內東南のK6という地點にあった。大院內には、大きな倉が存在していたことも明らかにされている。稅使司は、家畜稅や商稅などを管轄する機關であった。支持庫は、貨幣出納の機關であり、分例・俸祿や軍・官出費用の貨幣は、すべてここから支出された。支持庫・稅使司の場所については言及がない。

これら三つの部署は、すべて倉庫・錢糧關連の部署であり、相互のやりとりも繁劇であったことも、容易に推測される。おそらくは互いに近い場所にあったのではなかろうか。そうでなくとも、路府が何らかの告示をする場合に、この三つの部署をセットで取り扱うことは、十分想定できる。つまり、路府は、これら三つの部署に對して、同一の文書によって告示できたのである。その後、これら三部署は、花押を書き込んだ上で、路府に返送したのであろう。このことは、本文書の出土地點が總管府跡であることが物語っている[28]。若干の推測を交えざるを得なかったが、廣積倉・稅使司・支持庫のみに花押が書き込まれていることは、上に提出した解釋以外では說明できないのである。

本文書は、前節までにおいて引用した編纂史料を裏付けるだけでなく、編纂史料では窺えない過程をも明らかにする重要史料であることが明らかになった。すなわち、編纂史料にみられる規定の流れに關して、生の史料である文書によって實際のやりとりが再構成された。さらに、編纂史料では決して言及されることのなかった、手續き過程を生き生きと再現することができた。

五　開讀後の處理

前節までは、主として、開讀に至るまでの過程についてみてきた。詔赦の開讀が終了した後については、第二節でみたように、一連の儀禮を繼續して擧行し、最終的に路の官吏らが使臣を城外まで見送る、というものであった。それでは、開讀された命令文書は、どう處理されたのであろうか。『元典章』迎送や『通制條格』賀謝迎送には、この問題について情報を提供する史料はない。そこで、分散する史料によって考察することにしたい。

まずは、『祕書監志』巻五、祕書庫の記事に注目したい。

延祐七年（一三二〇）五月、准けた中書禮部の關：「奉じた中書省の劄付：『檢校官[29]の呈：〝中書省：〈照（しら）べたところ、〔節略ありか？〕〉省部の架閣庫が現在收めている文卷・簿籍、諸々の物品について、各庫が用心しないで、架に收めそこなうのではないかとひそかに心配しております〟。延祐六年（一三一九）十二月二十八日に、禮部郎中張朝に文書を添附して送り、すでにくだしている事理どおりに施行するよう仰せつけるよう請う』。奉此。現在收めている諸々の物品を本庫の官典とともに分類し、そのうち、必ずまさに保存すべき…中書令・尙書令・翰林國史院の祭祀用の…御容（帝王の肖像）・金銀・容器・机・衣服・禮物等の錢、累年開讀した詔赦、ならびに返還させた諸人が以前受けた宣命・敕牒、執把・鋪馬の聖旨、諸王の令旨、各種の證明書は、前のとおり收藏するとして、そのほかの諸々の物品については、省の架閣庫にくだし、數のとおり祕書監に交付し、そのまま人を差して受け取らせ、きまりどおり收藏させる。（以下略）

開讀ずみの詔赦は、省部の架閣庫に保存されていた。單に詔赦と書いてあることから、中央のみならず、地方で開讀されたものも含め、すべての詔赦がここに收藏されたものと考えられる[30]。杉山一九八四（一五六～一五九頁）は「大都のきわだった特徵」の一つとして「文書庫としての側面」を擧げている。杉山は、送達される的本（原本）以外、副本を保管し

たことから、中央官廳に蓄積される文書群の膨大さに言及する。詔赦については、各方面への原本が中央で保管されていたこととなり、想定すべき蓄積量はさらに膨大なものとなろう。

なお、返還された宣命・敕牒、執把・鋪馬の聖旨、諸王の令旨など各種の證明書も、省部の架閣庫に保存されていたことにも注目したい。筆者は、舩田二〇〇四において、「靈巖寺執照碑」の記事から、執把聖旨（パクパ字モンゴル語では barïju yabu'ayi jarliq［もっていく聖旨］。保護特許・免稅免役などを保證・認可した聖旨）が發令對象者の手に渡ると、それと同時に、不要となった前回の同種の内容の執把聖旨は返却したと述べた。『祕書監志』の記事は、この推測を裏付ける史料である。

以上をまとめると、次のようになる。開讀ずみの詔赦は、使臣が中央まで持って歸り、禮部の架閣庫に收藏された。宣命・敕牒、執把・鋪馬の聖旨、諸王の令旨など個人宛ての命令文書は、發令對象者に渡された。そのとき、不要となる從前の命令文書は返還される必要があり、返還された命令文書も禮部架閣庫に收藏されていた。

ところで、中村・松川一九九三（一五頁）は、「少林寺聖旨碑」から興味深い推論を立てている。それは、第一截に刻される、ウシ年（一二五三、癸丑）一二月七日付け、ムンフ Möngke の聖旨にみえる以下の字句に基づくものである。そのモンゴル語面（一四～一五行）に、

ウシ年冬の最後の月の初七日に開いた（üker jil übül-ün ečüs sara-yin doluγan sinete delgebei）。

とある。これに對應する漢語面（二四行）では、

癸丑年十二月初七日に開いた。

となっている。この字句については、「日付については、使臣に文書が渡された時點ですでに書記により、少林長老に「開讀」される豫定日として書き入れられていたとは考えにくく、使臣が開讀を行ったときに書き加えたものであろう」と述べている。こうした狀況を直接證明する記述は、管見ながら見いだせない。しかし、筆者は、傍證となる史料を見いだし

たので、ここで紹介しておきたい。それは、『南臺備要』（『永樂大典』巻二六一一・臺・御史臺六）・開讀の條である。[31] この雅文聖旨（詔）に對應する記事は、『元史』巻四二・順帝本紀五・至正十二年八月丁卯にみえる。[32] ここから、上引の雅文聖旨は、至正十二年（一三五二）八月に出されたことが明らかとなる。これは『南臺備要』の當該箇所の前後の條文の年次をみても配列上大きな矛盾はない。

さて、このトゴン＝テムル Toγun temür（惠宗、順帝）の雅文聖旨全文のみを收錄する本條は、「開讀」という標題が附されている。その內容は、太傅・右丞相トクトー Toγtoγ_a（脫脫）に軍を率いて、徐州に據った芝麻李ら紅巾軍を討たせる[33]にあたり、その權限を御史臺・樞密院系統の各官府に確認したものである。つまり、この標題は、內容と一切無關係である。本條は、どうして「開讀」という標題が附されたのであろうか。この內容と『元史』の記事から、この雅文聖旨が御史臺・樞密院系統の官府にもたらされたことは明らかである。したがって、江南行臺にももたらされ、開讀されたことも間違いない。その折りに、おそらく寫しが作成され、江南行臺の架閣庫に收められた。それが、『南臺備要』編纂の際に參照され、本條として收錄されたのである。

筆者は、本條文に「開讀」という標題がつけられた原因を次のように推定する。使臣によって江南行臺にもたらされたこの雅文聖旨は、まず、江南行臺の官吏らの前で開讀された。その寫しが作成されたとき、あるいは江南行臺の架閣庫に保存されたときに、「開讀」といった字句が（あるいは年月日などの情報とともに）書き込まれた。[34]『南臺備要』の編纂者[35]は、江南行臺の架閣庫に保存されていたこの雅文聖旨の寫しを基に、本書に收錄したのだが、書き込まれた「開讀」の文字が冒頭にあるなどの理由で目立ったために、勘違いしてこれを標題としてしまったのではないだろうか。推論を重ねすぎたきらいはあるが、本條の標題が、內容と一切關連性のない「開讀」とされている事實は、このように理解するほかないと考える。各種の公文書集成史料には、開讀の年月日が記された公文書がみられる。[36] これらも、公文書作成にあたって以前の關連文書を參照する際に、あるいは公文書集成史料の編纂者が架閣庫の公文書を閱覽した際に、開讀の年月日を知り得

た、つまりファイリングされた公文書には開讀の年月日が記されていたケースもあったことの證左である。また、この理解は、「少林寺聖旨碑」における中村・松川一九九三の解釋とも相互に補完し合うのである。

おわりに

本稿では、これまで檢討されることのなかった、命令文書の開讀について、その形式や手順ならびにそれをとりまく歷史狀況を考察した。詔赦の開讀における手續きや儀禮の規定は、その策定の段階では金制に詳しい人員の參與が確認され、その內容もほぼ金制を踏襲していた。こうした制度の整備も、フビライ卽位後に多方面で展開された國家づくりの一環であった。そして、詔赦や聖旨の開讀に派遣された使臣が到着の一日前に路に通達し、それを受けて路の人員が城郭の外で出迎えた上で、ともに城內の官府に入って、開讀を含む一連の儀禮が擧行される、具體的な流れが確認された。同時に、ハラホト出土文書という生の史料によって、出迎える側、すなわち路總管府側の手續きも再構成できた。開讀後の處理については、以下のことが明らかとなった。各地で開讀された詔赦は、中書禮部の架閣庫に收納された。個人宛の命令文書は發令對象者の手に渡り、從前の命令文書は回收された上で、中書省禮部の架閣庫に收納された。また、開讀ずみであるという情報を書き込む場合があったことも指摘できた。

最後に、筆者の研究關心を交えつつ、今後の展望と課題を述べたい。周知の如く、モンゴル時代の文書行政システムは、多言語の文書を扱っていた。堤二〇〇三（一八五頁）及び舩田二〇〇三（一二五頁）が提示したように、そのシステムの研究は、多言語社會において、いかに文書行政が行われていたか、いかに統治情報が傳達されていたか、という極めて重要な問題につながっていく。筆者は、本稿でとりあげた開讀という過程が一つの重要な位置を占めると考える。このことに關して、次の史料を確認しておきたい。

詔を讀む場合、まず國語（モンゴル語）で宣讀し、つづいて漢語でこれを譯す（『元史』卷六七・禮樂志一・皇帝卽位受朝

儀）。

ここから、皇帝卽位儀禮における詔の開讀に際しては、まずモンゴル語で、その後漢語でなされたことがわかる。さて、皇帝卽位の詔については、多くが『元典章』典章一・詔令卷一や『國朝文類』卷九・詔赦に收められる。これらは、いずれも雅文漢語で書かれており、後者から知られる起草者は、閻復・姚燧・虞集など當世の名だたる文人である。モンゴル時代、聖旨と詔は嚴密に區別されており、詔といえば、このように雅文漢語で起草されたものであった(37)。したがって、上においてモンゴル語で宣讀された詔は、漢語で起草された詔から翻譯されたものでなければならない。したがって、「漢語でこれを譯す」という言い回しをしてあるが、その場で翻譯したわけではなく、實質的には、モンゴル語版を宣讀した後、漢語版を宣讀したのであろう。モンゴル語が先にあった聖旨についても、まずモンゴル語版が、次に漢語版（蒙文直譯體）が宣讀されていたと考えられる。

それでは、地方で開讀される命令文書は、どうであったか。これについては、現時點でその狀況を再構築できるような史料を見出していない。ところで、モンゴル治下中國地域の官府は、ほとんどが多民族の官吏によって構成されていた。例えば、路では、ダルガがモンゴル人、總管が漢人、同知が回回人というのが原則であったし、多くの官府では、各民族が「參用」されるよう取りはからわれていた（舩田一九九九、五七頁、舩田二〇〇三a、一一頁）。この狀況を踏まえると、上述の皇帝卽位儀禮における詔の開讀の手順は地方官府でも同樣であったと敷衍しても大過なかろう(38)。

さて、こうした開讀といった儀禮上の手續きには、官府間の文書ならば官の世界におけるものであり、宗教關係者宛の文書ならば聖の世界におけるものである。しかし、一方で、官吏らが城郭で出迎え、一連の儀禮を經つつ、城內へ、そして官府へ入っていく過程の場は、民の日常空間でもあったといってよい。城內の住民を始めとしてその場に居合わせた人びとは、こうした過程を目の當たりにしたであろう。まさに、こうした儀禮によって、地方官府の官吏だけでなく、民衆は、自らが皇帝（ハーン）の臣民であることを確認したのである(39)。つまり、民衆に對して、視覺的に、そして聽覺的に、

このことを認識させる演出でもあったのである。詔書や聖旨の開讀の場面が、平話といった講談物、その流れを汲む『水滸傳』・『三國演義』・『三言』などの小説・話本に頻出するのも、これらの聽衆・讀者にとって、命令文書の開讀が決して無縁の儀禮でなかったことを證明しよう。それでは、命令文書の開讀は、どのような影響を持ち得たのか。筆者の關心は、中國地域におけるモンゴル語と蒙文直譯體の命令文書の開讀が當時の社會・言語に與えた影響に傾いている。(40) もとより史料の不足は否めないが、牛歩を進めたい。

また、本稿をまとめるに際して、大元の禮制研究の必要性も痛切に感じた。寺觀・廟學・學校を除いて、ほとんど未着手の分野といってよかろう。(41) 中國的な禮制を採用した意義(42)や唐遼宋金制との比較及び制度史上における位置づけなど、重要な問題が山積みである。これらも今後の課題としたい。

註

（1） 舩田二〇〇四（論文として投稿中）で簡單な研究史をまとめているので、ここでは、近年の日本におけるモンゴル語命令文書研究の出發點となった杉山一九九〇a、畫期的な新出史料「少林寺聖旨碑」について詳細な譯注・研究を施した中村・松川一九九三、「大元ウルス書式」（フビライ以降の大元ウルス［いわゆる元朝］におけるモンゴル語命令文書に共通してみられる書式）の體系化を行った松川一九九五を擧げるに止める。

（2） 關連する成果として以下を擧げておく。池内一九九四（五四～六六頁）は、ハラホト出土文書を用いて路における祭祀費用支出の事務處理の手續きを檢討しており、いわゆる「圓署」の制度との關わりにも言及している。張金銑二〇〇一（一八〇～一八五、二四九～二七八頁）は、行省や路府州縣における行政處理に關連して公文書の處理も論じており、以下のことを明らかにした。行省では、首領官らが草案を作成した後、省臣の討議を經て決裁され、最終的に各人員が花押を書き込み、檢校所で最終チェックがなされた。路府州縣においては、やはり首領官や胥吏が草案を作成し（係書）、官員が定められた席次に從って同席して議論を行い（圓坐議政治）、政務が裁定されれば、文書が作成され、列席した官員が官位に從って花押（書き判）を書き込み（簽押）、最終的に文書に官府の印章が押される（蓋印）、といった「圓署」と稱される過程を經ていた。李治安二〇〇三（一二一～一二八、一八四～一九二頁）に

おいても、路及び縣における「圓署」の制度について考察が加えられている。張帆二〇〇二は、各種の詔敕を分類した上で、詔敕の起草及びそれを擔當する機關・人物を檢討した重要な成果である。また、松井一九九七は、ハラホト出土の蒙漢合璧稅糧納入簿に基づいた研究において、その文書作成の過程も明らかにしている。しかしながら、以上は、文書の起草・作成過程に主眼を置いており、文書の往來の段階といった文書行政の運用という側面までは、議論が展開されるに至っていない。

文書行政の運用を扱った論考ではないが、井黒二〇〇一（一一～一三頁）は、金代の提刑按察司を檢討する際、その職掌の一つである公文書檢查（照刷）について、元制まで視野に入れて言及している。また、久保田一九九五は、宋代における制敕の發出・傳達過程を檢討した貴重な成果である。しかしながら、傳達の最終段階については、榜文による掲示を擧げるのみで、文書の宣讀については言及していない（二一一～二二四頁）。

（3）『通制條格』賀謝迎送・二三〇にもほぼ同内容がみえる。本稿では、同内容の條文が複數史料にみえる場合を始め、補訂が必要な箇所は［　］で示した。【　】は原文の細字註。「　」は筆者による補足。なお、『通制條格』については、小林・岡本一九六四・一九七五・一九七六及び方二〇〇一の條文番號を併記する。

（4）もちろん、『元典章』迎送・迎接及び察司不須迎送接待に載る中統二年（一二六一）四月の聖旨條畫、『通制條格』賀謝迎送の冒頭（二二九）に載る中統五年（＝至元元年＝一二六四）八月の聖旨條畫、『通制條格』卷二・戶令・投下收戶（四）及び『秋澗大全集』卷八二・中堂事記下・中統二年六月五日に載る聖旨において、開讀についての言及があることから、至元年間に入る以前からすでにこうした儀禮が行われていたことが知られる。しかし、體系的な制度整備は、この時期になって着手されたとみてよかろう。

（5）ボロトについては、前嶋一九五一參照。

（6）一般的には「罪を赦す詔書」を指す。ところで、『大金集禮』卷二四・赦詔・外路迎拜赦詔（後註（14）所引）にみえる赦詔の規定の中で、本文で「赦書」とし、割注で「尚書省差官送詔書儀禮倣此」とある。他方、『元典章』等では、こうした斷りの字句がない。以上から「赦詔」・「詔赦」ともに詔書・赦書を包括していると考えてよかろう。

（7）一品から五品までの任官の命令文書を宣と、六品から九品までを敕と、それぞれ稱した（梅原二〇〇三、四〇頁、第一〇〇條、註一）。

（8）『秋澗大全集』卷四三・序・朝儀備錄敍や劉秉忠・王磐・尚文・許衡・徐世隆の傳記史料にも記事が散見される。

（9）『元史』卷七・世祖本紀四・至元八年三月甲戌、同書卷六七・禮樂志一・制朝儀始末・至元二年春二月、同書卷八五・百官志一・禮部・侍儀司。

（10）至元八年以前の「舊例」はたいてい泰和律を指す（仁井田・牧野一九三一、八三～八六頁、小林一九七七、二一五

～二一八頁）が、ここで參照した規定は、律のみに限定されないであろう。

（11）『元典章』典章一八・戸部卷四・婚姻・官民婚・牧民官聚部民に「至元八年欽奉聖旨節該：泰和律令不用。休依着那者」とある。小林一九七七、二一六頁參照。

（12）闕とは宮闕ともいい、天子のいる場所、宮城のこと。ここでは、地方官府の庭内に拜禮の對象として設置された象徴的な空間を指し、闕庭とも呼ばれる。『大明集禮』卷三二・賓禮三・遣使・蕃國接詔圖は、明代の册封使の例ではあるが、參考となる。原田二〇〇三、一三五～一三六頁も參照。

（13）『大金集禮』（註（14））では、酒席が設定されており、ここにいう「相見於廳前」も酒席を念頭に置くべきであろう。

（14）尚書省差官、送赦書到京・府・節鎮、先遣人報。長官卽率僚屬・吏從人等、備旗幟・音樂・綵輿・香輿。詣五里以外迎接。見送赦書官、卽於道側下馬。所差官亦下馬、取赦書置於綵輿中。長官詣香輿前上香訖、所差官上馬在香輿後、長官以下皆上馬後從、鳴鉦伐作樂、前導至公廳、從正門入。所差官下馬。執事者先設案幷望闕褥位於庭中、香輿置於案之前、又設所差官褥位在案之東南。所差官取赦書置於案、綵輿退。所差官稱：有敕。贊、長官以下皆再拜。長官少前上香訖、退復位、又再拜。所差官取赦書授都目【都目跪受】及孔目官二員【如闕則司吏內上三人】、齊捧赦書同陞棹子上讀、在位官皆跪聽。讀訖、赦書置於案、都目等復位。長官以下再拜、舞蹈俛伏、興、再拜。公吏及從人以下三稱萬歲。長官以下與所差官相揖訖、於廳前勸酒饌【如京府・節鎮差公吏送赦書於支郡・屬縣、並同。其相揖勸酒饌及下禮數不用】。如京府・節鎮有舊例幣物之禮來獻、所差官以付從人。所差官行、長官率僚屬・公吏・音樂送至城門外客亭、長官以下與差官相揖勸酒一巵。長官已下俱別差官、上馬乃退【尚書省差官送詔書儀禮倣此。惟幣物不用】。諸京府幷運司、如遇降赦詔、合行同共迎接、候本京府官員禮畢、卽就用元迎接伎樂・旗幟導引前去本司、依例祗受。（以下略）

なお、『金史』卷三六・禮志九・臣下拜詔儀にみえる「外郡」での規定は、本記事に基づいている。

（15）金制から元制への繼承關係については、つとに指摘されているが、今後は個々の制度それぞれについて詳細に比較檢討していく必要があろう。近年における試みとして井黑二〇〇一を擧げておく。

こうした規定の淵源は、さらに唐制まで遡ることができる（『大唐開元禮』卷一三〇・嘉禮・皇帝遣使詣諸州宣詔書勞會、皇帝遣使詣諸州宣赦書【鎭與州同】、中村二〇〇三、二一一～二一九頁）。ただし、唐代の規定では、使者が詔書（制書）・赦書を宣讀していたと理解され、金制・元制とは一線を畫する。全體を比較しても、金制・元制の類似が際だっている。

（16）『元史』卷九八・兵志一に「萬戶佩金虎符。符趺爲伏虎形、首爲明珠、而有三珠・二珠・一珠之別」とある。

（17）現地の漢字音で發音するために、現地採用の胥吏でなければならなかった、モンゴル人・女眞人などの使臣が漢語を讀めなかった、といった背景も想定できる（この問題については、金文京・森田憲司兩氏からご示唆を得た）。今後の檢討課題としたい。

（18）周知のように、モンゴル時代、聖旨と詔は嚴密に區別されていた。『國朝文類』卷四〇・雜著・經世大典序錄・帝制に、「國朝以國語訓敕者曰聖旨、史臣代言者曰詔書」とあり、前者は「國語」すなわちモンゴル語で發せられた命令文書であり、後者は、臣下が雅文漢語で起草したものである。同時代史料では前者が二字擡頭であったのに對し、後者は一字擡頭であった。杉山一九九九（一八六頁、註三）參照。

（19）本條は、『元典章』迎送・迎接にもほぼ同內容が引用されている。こちらの條文自體は、朝廷が遣わした御香を降す使臣らが驛站の人員に對して橫暴をはたらくなどした、大德七年（一三〇三）九月の案件である。この案件を處理する折りに、至元八年（一二七一）における尙書省の決定事項が參照されたのであった。

（20）原文の「宣省」は後文から「宣使・省差」の省略語であることがわかる。宣使は、省・臺・院など一品・二品の官府に設置された、文書傳達を擔當する吏員。

（21）その概要は、第四一回日本アルタイ學會（二〇〇四年七月一八日於長野縣信濃町）で口頭發表を行っている。

（22）「御寶聖旨」とは、文字通り玉璽の押してある聖旨を指す。つまり、抄本ではなく原物の聖旨ということである。ただし、用例をみる限りでは、單に「聖旨」とあっても、「御寶聖旨」を指す場合もあったと考えられる。

（23）條畫については、植松一九七八、植松一九八〇、植松一九八一參照。

（24）萬戶府所轄の官府鎭撫司に設置された官名。

（25）中央の下級官府や路・府・州・縣・錄事司といった地方官府に所屬する胥吏で公文書の處理をはじめ、實務を擔當した。

（26）あるいは、「開讀」という行爲を、聖旨を送達する側からみるか、「開讀」を聽く側からみるか、という違いに着目することで、この狀況を說明できるかもしれない。編纂史料所收の文書史料は多くが前者に屬するが、ハラホト出土文書は後者に屬している。つまり、後者は、「開讀」という行爲を聖なるものと受け取っていたと考えるのである。

（27）ハラホト文書では「台旨」のみでも平出されている。

（28）本來ならば、その後、總管府の架閣庫に收められるのであろう。架閣庫跡から出土した文書の番號はF116であり（李逸友一九九一、七頁）、內蒙古文物考古研究所・阿拉善盟文物工作站一九八七（六頁）所載の遺跡平面圖で位置が確認できる。しかし、本文書にV1という番號が附されている以上、何らかの事情で路總管府內の架閣庫以外の地點から出土したと考えるほかはない。

（29）中書省の屬官。左右司・六部の公務の期限、公文書の遲滯・紛失のチェックを擔當した（『元史』卷八五・百官史

一・中書省掾屬)。

(30) 明代における冊封の詔勅の規定では、開讀ずみの詔勅は、冊封使が持って歸り、內閣に返納するのが原則であった(原田二〇〇三、三五～三六頁)。

(31) 上天眷命、皇帝聖旨。惟天惟祖宗、混一函夏、全付眇躬。朕承丕基、兢兢圖治、罔敢暇逸。不謂、近者、河南反賊、乘此承平之久、誣惑愚民、弄兵搆難、剽掠城邑、荼毒黎元。是用將司捕、擒獲渠魁、戮以徇眾。餘黨狂獗、尚逋嚴誅、亦嘗肆宥、開以自新、怙終不悛、致煩師旅。太傅・右丞相脫脫、動舊忠貞、朕所眷倚。爰自賊發迄今、屢請董師致討。重以心膂之親、固難其請、而期於自效、誠懇益堅。朕惟事體之大、付託實難。匪資匡濟之材、孰勝戡定之任。乃命依前以荅剌罕・太傅・中書右丞相、愼簡官屬、分省于外、督制諸處軍民、爵賞有功、誅殺有罪、脩擧庶政、輯安斯民、綏順討逆、悉聽便宜從事。樞密院・御史臺各分官屬、從行稟受節制、毋或有違。務使將帥一心、士卒用命、廓清妖沴、永底隆平。於戲、太傅實左右朕躬、其行在安靖天下。故分總揆之重、屬以討賊之勞。尙克欽承、懋建不績。咨爾多方體予至意。故茲詔示、想宜知悉。

『圭齋文集』巻一三・詔表册文・命相出師詔は、これと同一の詔であり、ここから起草者が歐陽玄であったことが知られる。なお、『南臺備要』と本文集(四部叢刊本・成化刊本)とでは、字句に若干の違いがあるが、ここでは、差し當たって前者に依據した。

(32) 詔・脫脫以荅剌罕・太傅・中書右丞相分省于外、督制諸處軍馬、討徐州。中書省・樞密院・御史臺分官屬從行、稟受節制、爵賞有功、誅殺有罪、綏順討逆、悉聽便宜從事。是日、發京師。

(33) 『元史』巻一三八・脫脫傳も參照。

(34) 原文書あるいは編纂史料の規定では、確認できないが、類似した狀況として「照過」(チェック濟み)という後からの書き込みのある出納のための文書が存在する(李逸友一九九一、一二三頁、F209：W66)。

(35) 『南臺備要』は、索元岱の序によると、至正三年(一三四三)に劉孟琛が命を奉じて編纂した。『永樂大典』に收められる本書は、至元十四年(一二七七)～至正二年(一三四二)と至正八年(一三四八)～至正十三年(一三五三)の公文書であり、前者が劉孟琛の編纂に係り、後者は、後に增補されたものと考えられる(洪二〇〇三、七頁)。

(36) 『廟學典禮』巻一・秀才免差發：「至元十六年二月、浙東道提〔學〕〔擧〕司齎擎前件、檢會到大興府欽奉聖旨、至十月十五日、宣慰司開讀」。『元典章』典章二七・戶部卷一三・錢債・斡脫錢・爲追斡脫錢事：「〔至元二十九年〕七月二十四日、本司〔泉府司〕少卿趙奉直齎擎御寶聖旨前來、赴中書省開讀節該」。『元典章』典章二二・戶部卷八・課程・鹽課・鹽法通例：「延祐元年八月十八日、有中書省差來官直省舍人、欽齎御寶聖旨開讀節該」。

(37) 註(18)參照。なお、例外として、『元史』巻二九・泰定帝本紀一の冒頭に掲載される、蒙文直譯體で記された、卽位の詔が擧げられる。趙翼『陔餘叢考』巻一四・史傳俗

語及び『二十二史箚記』巻二九・元人譯詔旨雅俗不同、及び杉山一九九五、一四〇～一四五頁、張帆二〇〇二、一二七～一二八、一三一頁を參照。

(38) 杉山一九九〇a（三八〇～三八一頁）は、モンゴル語命令文書の漢語譯を、誰が、どの場面でしたのか、という問題について、「元氏縣開化寺聖旨碑」碑陰の情報などから、地方でも漢譯が行えた事例としている。問題は、この事例が一般化できるかどうかという點にあるが、殘念ながら議論のための材料不足は否めない。ただし、杉山が事例としたような、宗教關係者を發令對象とする執把聖旨などは別として、一齊に全國各地の官府に送られる命令文書については、やはり中央で漢語譯が作成されたとみるのが妥當であろう。その理由として、次の二點が擧げられる。第一は、各地方官府で漢語譯を作成するとなると、行政上無駄が生じることである。第二は、同一の命令文書に對して、各地で作成される漢語譯が異なるとなると、行政手續き上問題が生じることである。

(39) 梅原一九八六（二九七～三〇六頁）は、宋代の國都における郊祀による事例から、同樣の視座を提示する。

(40) 筆者は、すでに「モンゴル時代東アジアにおける漢字史料とその言語――舊本『老乞大』にみえる「兀的」「阿的」「兀那」を手がかりに――」と題する研究報告（早稲田大學東洋史懇話會院生研究會、二〇〇〇年一二月八日於早稲田大學文學部）において、蒙文直譯體が當時の口語漢語に影響した可能性として、命令文書の「開讀」が鍵となることを述べた。なお、金文京氏も、宮二〇〇三・二〇〇四の基となった研究報告（京都語學サークル二月研究會「小特集・翻譯の文化史」二〇〇一年二月二二日於キャンパスプラザ京都）に對する質疑において、同樣の見解を述べられた。

『孝經直解』や『老乞大』といった文獻の言語的位置づけについては、様々な見解が提出されており、また「蒙文直譯體」「漢兒言語」論爭といった形で捉えられてもいる。この問題に關する最新の研究としては、宮二〇〇三・二〇〇四や川澄二〇〇三がある。筆者としては、上述の研究報告を論文として公刊することで、こうした問題に對する見解を明らかにするつもりである。

(41) その意味で、森平二〇〇四が紹介した、高麗使節のみた至元十年の大都での儀禮の描寫は重要な史料である。

(42) もちろん、モンゴル政權は、全面的に中國的禮制を採用したわけではなく、あくまでもそれは中國地域向け、漢人・南人向けであったと考える。時にモンゴルの漢化として簡單に片づけられることもあったが、こうした單純化は避けねばならない。これに關連して、森平二〇〇四（八四頁）が活寫したように、高麗知識人が元に對して中華傳統を繼承する王朝としての側面を期待した狀況も參考になろう。

（補註）『吏學指南』旨判の項に、聖・懿・令・鈞・台が列擧されるのも參考となる。

參考文獻

方齡貴　二〇〇一『通制條格校注』中華書局

舩田善之　一九九九「元朝治下の色目人について」『史學雜誌』一〇八（九）：四三～六八

舩田善之　二〇〇三a「色目人與元代制度・社會――重新探討蒙古・色目・漢人・南人劃分的位置」『蒙古學信息』二〇〇三（二）：七～一六

舩田善之　二〇〇三b「蒙元時代公文制度初探――以蒙文直譯體的形成與石刻上的公文爲中心」齊木德道爾吉（主編）『蒙古史研究』第七輯、內蒙古大學出版社：一二五～一三七

舩田善之　二〇〇四「長清縣靈巖寺執照碑の研究――元代文書行政の一斷面――」第四回遼金西夏史研究會（二〇〇四年三月一三日於愛知縣蒲郡市）研究報告

原田禹雄　二〇〇三『琉球と中國　忘れられた册封使』吉川弘文館

洪金富　二〇〇四『元代臺憲文書匯編』中央研究院歷史語言研究所

井黒忍　二〇〇一「金代提刑司考――章宗朝官制改革の一側面――」『東洋史研究』六〇（三）：一～三一

池內功　一九九四「元朝郡縣祭祀における官費支出について――黑城出土祭祀費用文書の檢討――」『四國學院大學論集』八五：三三～六八

川澄哲也　二〇〇三「元代の「擬蒙漢語」と現代の青海・甘肅方言」『京都大學言語學研究』二二：三〇一～三二四

小林高四郎　一九七七「元代法制史上の舊例について」『江上波夫教授古稀記念論集　歷史編』（『モンゴル史論考』雄山閣出版、一九八三：二一五～二三一）

小林高四郎・岡本敬二　一九六四・一九七五・一九七六『通制條格の研究譯註』全三册、中國刑法志研究會（第一册）・國書刊行會（第二・三册）

久保田和男　一九九五「宋代に於ける制敕の傳達について――元豐改制以前を中心として――」宋代史研究會（編）『宋代社會のネットワーク』汲古書院：一九七～二三二

李逸友　一九九一『黑城出土文書（漢文文書卷）』科學出版社

李治安　二〇〇三『元代政治制度研究』人民出版社

前嶋信次　一九五一「忽必烈樞密副使博羅考」『和田博士還曆記念東洋史論叢』（『東西文化交流の諸相』東西文化交流の諸相刊行會、一九七一：四六七～四八四）

Maspero, Henri, ed., 1953, *Les Documents Chinois: De la Troisième Expédition de Sir Aurel Stein en Asie Centrale*, London: The Trustees of the British Museum.

松井太　一九九七「カラホト出土蒙漢合璧稅糧納入簿斷簡」『待兼山論叢　史學篇』三一：二五～四九＋

圖版一
松井　太　二〇〇一「パスパ字の制定――モンゴルの文字政策」『しにか』一二（一一）：三四～三七
松川　節　一九九五「大元ウルスの命令文書式」『待兼山論叢　史學篇』二九：二五～五二
宮　紀子　一九九九「大德十一年「加封孔子制誥」をめぐる諸問題」『中國――社會と文化』一四：一三五～一五四
宮　紀子　二〇〇一「程復心『四書章圖』出版始末攷――大元ウルス治下における江南文人の保擧――」『内陸アジア言語の研究』一六：七一～一二二
宮　紀子　二〇〇三・二〇〇四「モンゴルが遺した「翻譯言語――舊本『老乞大』の發見によせて――」（上）（下）『内陸アジア言語の研究』一八：五三～九六、一九：一五七～二〇九
森平　雅彦　二〇〇四「『賓王錄』にみる至元十年の遣元高麗使」『東洋史研究』六三（一）：五八～九三
中村淳・松川節　一九九三「新發現の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』八：一～九二＋圖版一～八
中村　裕一　二〇〇三『隋唐王言の研究』汲古書院
内蒙古文物考古研究所・阿拉善盟文物工作站　一九八七「内蒙古黑城考古發掘紀要」『文物』一九八七（七）：一～二三
仁井田陞・牧野巽　一九三一「故唐律疏議製作年代考（下）」『東方學報』東京二：五〇～二二四
大島　立子　一九八九「元朝世祖朝の尚書省」『愛知大學論叢』九〇：一～二五
杉山　正明　一九八四「クビライと大都」梅原郁（編）『中國近世の都市と文化』京都大學人文科學研究所（『モンゴル帝國と大元ウルス』京都大學學術出版會、二〇〇四：一二八～一六七）
杉山　正明　一九九〇a「元代蒙漢合璧命令文の研究（一）」『内陸アジア言語の研究』五（上掲書：三七二～四〇二＋口繪二六）
杉山　正明　一九九〇b「草堂寺闕端太子令旨碑の譯注」『史窓』四七（上掲書：四二五～四五六＋口繪二八～二九）
杉山　正明　一九九五「大元ウルスの三大王國――カイシャンの奪權とその前後――（上）」『京都大學文學部研究紀要』三四：九二～一五〇
杉山　正明　一九九九「大都と上都の間――居庸南北口をめぐる小事件より――」礪波護（研究代表者）『中國歷代王朝の都市管理に關する總合的研究』平成八年度～一〇年度科學研究費補助金（基盤研究A1）研究成果報告書（課題番號〇八三〇一〇三五）（上掲書：一六八～一八六）
高橋　文治　一九九一「太宗オゴデイ癸巳年皇帝聖旨譯注」『追手門學院大學文學部紀要』二五：一～一八
田中　謙二　二〇〇〇『田中謙二著作集』第二卷、汲古書院

堤　一昭　二〇〇三「大元ウルス高官任命命令文研究序説」『大阪外國語大學論集』二九：一七五～一九四頁
植松　正　一九七八「元代條畫考（一）」『香川大學教育學部研究報告』第Ⅰ部四四：三五～七三
植松　正　一九八〇「元代の條畫をめぐる滋賀秀三氏との意見の交換と展望」『東洋史研究』三八（四）：一五九～一六六
植松　正　一九八一「元初の法制に關する一考察――とくに金制との關連について――」『東洋史研究』四〇（一）：四八～七三
梅原　郁　一九八六「皇帝・祭祀・國都」中村賢二郎（編）『歴史のなかの都市――續都市の社會史――』ミネルヴァ書房：二八四～三〇七
梅原　郁　二〇〇三『中國近世刑法志　下』創文社
張　帆　二〇〇二「元朝詔敕制度研究」『國學研究』一〇：一〇七～一五八
張　金銑　二〇〇一『元代地方行政制度研究』安徽大學出版社

〔**附記**〕本稿は、平成一五～一六年度文部科學省科學研究費補助金による研究成果の一部である。なお、本稿の概要は、中國社會文化學會二〇〇四年度大會（二〇〇四年七月一〇日於東京大學）において口頭報告を行った。第四節については、第四一回日本アルタイ學會（註（21）參照）における口頭發表でも言及した。また、同年六月一五日及び七月六日に行われた京都大學人文科學研究所「元代の法制」研究班において、『元典章』迎送の項の讀解を擔當する機會を得た。これらの席上で有益なご教示を賜った諸氏に感謝したい。

the Donghuamen road below the Jinglongmen, and an all-night market was given special permission to operate. The joint participation of the ruling class, including Huizong, and the common people in this ceremony was devised to heighten consciousness of prosperity of the realm and the authority of Huizong and the Northern Song regime.

ON THE PROMULGATION OF WRITTEN EDICTS IN THE YUAN PERIOD

FUNADA Yoshiyuki

The age of Qubilai was a turning point in the bureaucratic administration of Mongol rule that controlled the better part of Eurasia in the 13th and 14th century. While carrying on the system that he had inherited, Qubilai advanced the establishment of system of bureaucratic administration in one stroke by formalizing written edicts in the Mongol language, and a style of Chinese meta-phrased from Mongolian 蒙文直譯體, systemizing the 'Phags pa script, and establishing a system of instruction for language and writing. In other words, he constructed the unique bureaucratic administrative system of the Mongols in which the edicts of the *qaγan*, called *shengzhi* 聖旨 in Chinese and J̌arliγ in Mongolian, which were uttered in Mongolian, crowned the hierarchy that encompassed the complex Chinese system of official documents. This study focuses on the act of promulgation, unsealing and reading out the edict, *kaidu* 開讀, an important step in carrying out bureaucratic administration. The act of *kaidu* dealt with in this study refers to the unsealing and proclamation of written words such as the *qaγan*'s edicts at their place of proclamation.

In this study the form and procedures of the act of *kaidu* as well as its historical context have been considered, and the following matters have been clarified. The regulations of the ceremony and procedures of the promulgation of *zhaoshe* 詔赦, as the *qaγan*'s edict of amnesty was called in Chinese, have been verified, demonstrating that personnel well versed with the Jin system were involved at the stage of creation, and the contents generally mimicked those of the Jin of system. This type of system consolidation was a part of the nation building developed on a wide scale following the enthronement of Qubilai. I have made clear the specific aspects of the procedures of the ceremonial program of which the *kaidu* was a part, including the fact that personnel of the local government

office 路總管府 would exit the city one day prior to the arrival of the emissary dispatched with the edict of amnesty or other sacred edict, escort him into the government office within the city to conduct the ceremony. At the same time, through the documents excavated at Qaraqota (Heicheng) I have been able to reconstruct the procedures of those who received the emissary. I have made clear as regards the procedures for disposition of the document that following the *kaidu* ceremony, that it had been proclaimed was recorded on the document, and that it was place in the *jiageku* 架閣庫, the official depository for official documents. Furthermore, I have indicated the issues and outlook for the future study as regards the place of the *kaidu* in a multi-lingual society and the bureaucratic administrative system.

A CONSIDERATION OF THE PHRASE *YIXIN YIDE*: THE LOGIC OF POLITICAL LEGITIMIZATION IN THE QING DYNASTY

TANII Toshihito

Yongzheng-di, the fifth emperor of the Qing dynasty, frequently employed the compound *yide yixin* 一德一心. The phrase originates in the *Classic of History* where it was used to signify the unity of the mind and virtue of the sovereign and subjects. However his fondness for this term was not simply due to the fact it came from one of the classics, but that it corresponded with the traditional Manchu view of the sovereign. In Manchu there are expressions *emu mujilen* (one mind) and *mujilen emu ombi* (unity of minds) that signify the unity of people. When Yongzheng-di used the concept *emu mujilen*, he employed the expression from the *Classic of History*. That at the same time he also used the expression *yixin yide* 一心一德, which is not found in the classics, is proof of this. Based on the above, the author has confirmed the fact that Manchu word *mujilen* 心 is a key to understanding the logic of the Qing despotism.

The general ethics was expressed by Manchu people with the phrase *tondo mujilen i niyalma* (correct minded people). It was Nurhaci who first consciously used the term for political legitimization. Thereafter, various Manchu rulers advocated their own logic of legitimization, but the concept of *tondo mujilen i niyalma* remained fundamental. Han ethical principles were also revised on the basis of Manchu thought, emphasizing *mujilen* and understanding. This study examines how the word *mujilen* was used from the time of Nurhaci to Yongzheng-